

標準処理期間の未設定理由

番号 10

処 分 名	水洗便所改造資金の償還期限の延長
根 拠 法 令 名	松山市水洗便所改造資金貸付条例(昭和37年条例第29号)
条 項	第10条
所 管 課	給排水設備課
【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない、まれである、今後の申請が見込めないなど、実益がない。	